

事務連絡
令和 8 年 9 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課
医療用物資等確保対策推進室

医療用物資の国備蓄品の売却について

平素より厚生労働行政の推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。
先般、医療用物資の国備蓄品の売却に関して、「医療用物資の国備蓄品の売却について」（令和 8 年 9 月 3 日付当室事務連絡）により、医療用（サージカル）マスク・N95 等マスク・アイソレーションガウン（プラスチックガウンを含む）・フェイスシールド（以下「4 物資」という）の国備蓄品の売却についてお示したところです。この中で、売却入札で売却が決定しなかった物品について、売却公募を下記のとおり実施することとしましたので、ご連絡いたします。

貴団体におかれましては、下記売却の具体的内容等についてご了知いただくとともに、貴団体所属の各会員、構成員等に周知いただきますようお願い申し上げます。

今後とも厚生労働行政の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

今般行う公募売却では、4 物資の国備蓄品について、公募番号ごとに応募者を募り、売却公募の応募期限の後、採択者を決定します。

売却入札と同様に、国から卸業者等に適正な価格で売却放出を実施することを目的としていますが、医療機関等が競争参加資格を取得し、購入することも可能です。

（１） 売却対象製品

各物資の売却対象製品は別紙資料に詳細を示しているのので、ご参照ください。

なお、売却対象製品については、医療用となっていますが、他の用途での使用も可能です。

(2) 売却単位

製品により売却対象製品を区分し、当該区分を売却単位として売却公募を実施するため、応募・購入も売却単位ごとに実施します。

(3) 売却公募の公示及び応募期限等

公募公示：令和8年9月30日

応募期限：令和8年10月13日

※採択者決定：令和8年10月14日（予定）

(4) 国からの購入方法

今回売却に付す4物資の国備蓄品を購入する場合、国の売却公募の手續に参加していただく必要があります。応募の具体的な手續等については、厚生労働省ホームページの調達情報

(https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsujouhou/chotatu/b-oth-kikakukoubo/index.html)に掲載する公募公示（各物資の売払契約）及び公募要領をご参照ください。公募要領は、公募公示（各物資の売払契約）において、閲覧することができます。なお、応募には、競争参加資格として、「物品の買受け」の全省庁統一資格（競争参加地域は「関東・甲信越」）を取得している必要がありますので、ご注意ください。

(5) 売却公募の仕組み

売却公募では、応募者（買い手）のニーズに対応し、購入を希望する製品の公募番号及び1枚当たりの購入単価により応募を受け付けます。当該売却単位の購入希望者が複数の場合は、購入単価が高い応募者に売却を行います。

(6) 売却製品の納品

売払物品は、厚生労働省が買受人指定の場所（原則、落札者が初回配送時に指定した1カ所の場所）に配送します。配送は、本物品引渡期限（契約締結日から2ヶ月以内）までに、原則、保管倉庫1カ所につき1回までの発送となります。配送に要する費用は厚生労働省が負担し、その他必要な一切の諸経費は買受人が負担することとします。

なお、引渡物品が相当数あり、保管倉庫から1回の発送・受領が困難と厚生労働省が認める場合に限り、発送回数を調整する場合があります。